

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の改正等を求める意見書

生まれながらに心と体の性が一致しない「性同一性障がい」については、平成9年5月に医学的疾患として治療のためのガイドラインが定められるとともに、平成16年7月には「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、戸籍上の性別変更が可能となるなど、差別的取扱いの解消に向けた取組がなされてきたところである。

しかし、現行法においては、戸籍上の性別変更を行うための審判を請求するには、現に子がいないうことなどの要件を満たす必要がある。これにより、子供を持つ性同一性障がい者などにおいては、一律に戸籍上の性別変更の途が閉ざされ、今なお、多くの当事者が、社会生活において差別的な取扱いを余儀なくされているのが現状である。

また、性別変更がかなわない当事者においては、公文書・公的書類等における性別記載が、精神的苦痛をもたらし、本人確認の際のトラブル、就職や受診の妨げとなっている。

よって、できる限り、性別変更への道を開くとともに、性別変更がかなわない当事者においても、社会生活上の困難を解消すべく、次のことを早急に検討、実施されることを要請する。

- 1 性同一性障がい者が、可能な限り、戸籍上の性別変更ができるよう、戸籍上の性別変更の要件を見直すこと
- 2 公文書及び公的文書における性別記載を必要最小限のものとする

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日

生 駒 市 議 会